

女性活躍推進法に基づく行動計画

宮城県漁業協同組合は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、「一般事業主行動計画」を策定しました。

行 動 計 画

当組合では、この法律に基づき、女性職員が安心して長く働き、その能力を十分に発揮できるよう、育児休職等を取得しやすい環境づくりに一層努めます。

1. 計画期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

2. 当組合の現状（令和5年3月31日現在）

| | | | | |
|-----|-----------|-------|-------------------|-----------|
| (1) | 職員数 | 316名 | (男性206名、女性110名) | 女性割合34.8% |
| (2) | R4年度職員採用数 | 25名 | (男性15名、女性10名) | 女性割合40%、 |
| (3) | 平均勤務年数 | 14.3年 | (男性14.4年、女性14.0年) | |

3. 目標と取り組み内容

（女性活躍推進法）

- 目 標
- 令和10年3月までに、女性の育児休業取得率を90%以上とする。
 - 令和10年3月までに、女性の再雇用・中途採用率を10%向上。
 - 令和10年3月までに、女性の有給休暇取得率を10%向上。

- 取り組み
- 産前産後・育児休業等各種制度に関し、社内の電子掲示板で職員に周知をする。
 - コンプライアンス研修等を通じ、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント等の対策を実施するとともに、育児休業を取得しやすい環境作りを行う。
 - 定年退職者に対し雇用契約延長について周知し、再雇用しやすい環境作りを行う。
 - 有給休暇制度に関し、社内の電子掲示板で職員に周知をする。
 - 役職員が率先して有給休暇を取得することで、各職員が休暇を取得しやすい環境作りを行う。